



NO. 218

2011. 8. 15.

社会福祉法人 大阪市知的障害者育成会  
(別名 大阪市手をつなぐ親の会)

<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>

大阪市天王寺区東高津町 12-10

大阪市立社会福祉センターB1F

発行責任者 笹野井 庸夫

TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623

改正障害者基本法の成立について

～障害者基本法の一部を改正する法律案～

7月の後半、国会の動きにおいて、震災復興と原発損害賠償を柱とした今年度の補正予算が成立したということで、大きく報道されていましたが、ほぼ同時期に改正障害者基本法が成立しています(7月29日参議院本会議で可決)。今回の改正で明確に示されたのは、共生社会を実現するという理念です。法の目的として「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を掲げています。ここではおおまかに個々の基本的施策の内容について触れておきます。

**障害者の定義**(第2条関係)については、発達障害を含めており、制度の狭間で支援を受けられない方をなくすことを念頭においています。

**医療・介護等**については、自立のための支援として「保健」(サービス)が追記されました。また身近な場所において医療・介護等が受けられるよう必要な施策を講ずるほか、その人権を十分尊重しなければならない旨が規定しています。**教育**についても同様に、障害の有無にかかわらず受けられる配慮を国ならび自治体に求めています。

**新設された施策の事項**についていくつか挙げておくと、まず**療育**については障害のある子どもが身近な場所において支援を受けられる必要な施策を実施すること、そのための環境の整備の促進が規定されています。

次いで**消費者としての障害者の保護**があり、消費者としての利益の擁護・増進のため、適切な方法による情報提供を実施すること。また円滑に投票できるようにするための**選挙等における配慮**。そして最近話題となっている分野として**司法手続きにおける配慮等**があります。刑事事件等で取り調べる際に、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保への配慮と、関係職員への研修等を実施することを規定しています。

**相談等**については、衆議院での審議過程で修正が加えられ、(国と地方公共団体の責任のもと)相談支援体制の整備を図るとともに、障害者の意思決定支援や障害者の家族が互いに支えあうための活動の支援等を適切に行う旨が盛り込まれました。

今後の主要な課題については内閣府に新設される**障害者政策委員会**が引き継ぎます(当事者もメンバーに含まれています)。ここでは、障害者基本計画の実施状況を監視して、必要に合わせて首相をはじめとする関係大臣に勧告できる仕組みになっています。これからの同委員会の行方がおおいに気になるところです。

今後の障害者施策の流れにも触れておくと、9月には**障害者制度改革推進会議**において障害者総合福祉法(仮称)の骨格提言が議論され、障害者制度改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)に報告されることになっています。これを受けて、政府において同法案の本格的な作成作業に取り掛かる予定になっています。同法については、サービスの給付や負担をまとめるなかで、財源確保を踏まえた議論が前提とする厚労省との調整の難航が予想されます。今回の法改正からこの障害者総合福祉法(仮称)や差別禁止法も含め、一連の障害者制度改革の議論がどう進められるのか注目しなければなりません。

\* \* 主な今後の予定 \* \*

2012年 3月まで:総合福祉法案通常国会に提出

2012年12月まで:次の障害者基本計画を決定

2013年 3月まで:障害者差別禁止法案を  
通常国会に提出

2013年 8月まで:総合福祉法を施行

(参考) 全日本手をつなぐ育成会ホームページ・  
「お知らせ」より

内閣府「障害者基本法の一部を改正する法律案(概要)」

7月29日朝日新聞、8月1日毎日新聞掲載記事。